# 3月1～7日は春季全国火災予防運動

## 無防備な　心に火災が　かくれんぼ

（平成27年度全国統一防火標語）

火災の発生防止に努め、火災から大切な生命・身体・財産を守りましょう。

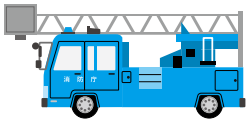

### 住宅防火 命を守る 7つのポイント

**■3つの習慣**

▽寝たばこは、絶対にやめましょう。

▽ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。

▽ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

**■4つの対策**

▽逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

▽寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用しましょう。

▽火災を小さなうちに消すため、住宅用消火器などを設置しましょう。

▽高齢者や身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくりましょう。

### ご自宅の火災警報器の設置・点検はお済みですか

平成21～27年の7年間に市内で発生した住宅火災373件について、住宅用火災警報器の設置の有無を比較したところ、設置していた住宅の方が焼損面積・損害額ともに被害が少ないという結果が出ています（左上のグラフ）。

**■取り付け後の点検方法**

▽本体から下がっている引きひもを引く、ボタンを押すなど定期的に音を聞く。

▽ホコリなどが付くと火災を感知しにくいため、定期的に乾いた布で拭き取る。

▽電池交換をする。電池寿命はメーカーや機種により異なりますので、取扱説明書を確認してください。

問消防本部予防課☎(625)5505

**運動期間中の主な行事**

▽火災予防査察　消防団員による一般家庭の防火診断。

▽防火広報　宇都宮婦人防火クラブ連合会による広報車での防火広報。

**住宅用火災警報器設置の有無を比較**

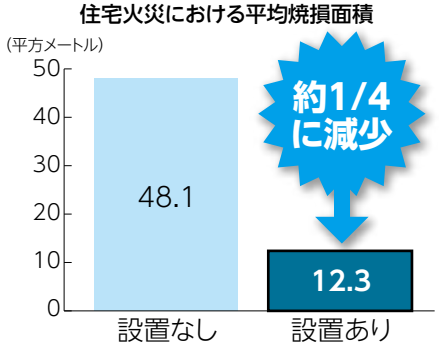


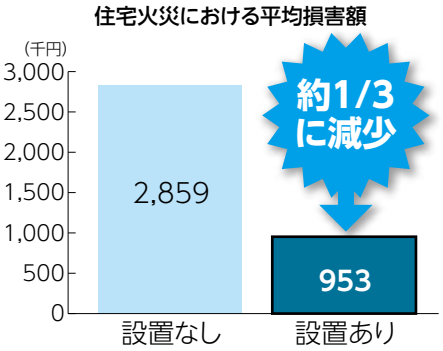


## 火気などを取り扱うイベントの主催者・出店者・関係者の皆さんへ

祭礼・縁日・花火大会・展示会など、多くの人が集まるイベントでこんろやストーブ・発電機など、液体などの燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具を使用する際の火災予防上の義務は次の通りです。

**1消火器の準備**　消火器は、原則火気器具を使用する人が準備しなければなりません。なお、火気器具などの使用実態（火力など）に応じて、複数の人が共同で準備することも可能です。

**2露店などの開設届け出**　届け出は、原則、露店などを開設する人が行わなければなりません。なお、イベントの主催者や露店などを統括する人が取りまとめて届け出ることも可能です。届け出先は管轄の消防署・分署となります。

**■その他**　イベント開催などの防火安全対策について、詳しくは、消防本部予防課または最寄りの消防署・分署にお問い合わせください。

問消防本部予防課☎(625)5506

### 露店開設時の注意事項

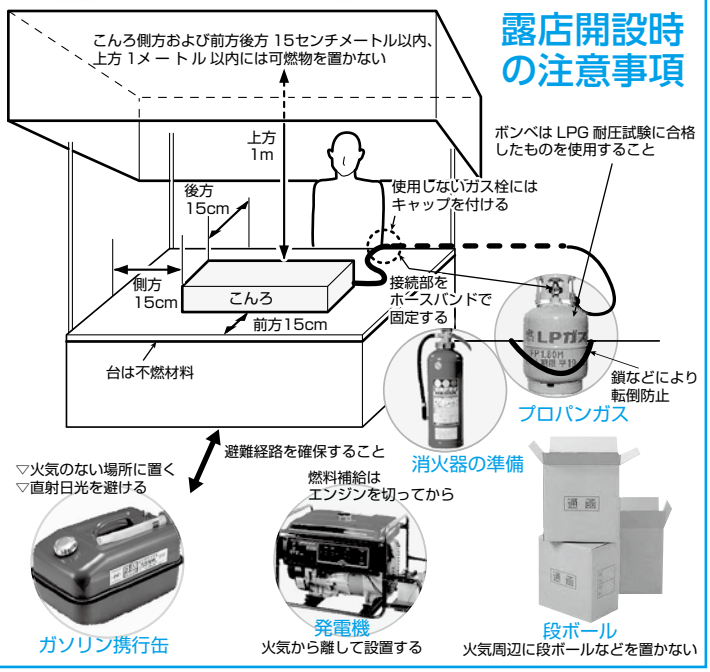


◎3月20日（第3日曜日）は「家庭の日」　市では、家庭における親と子の触れ合いや絆づくりを推進するため、触れ合いのある家庭づくり事業に取り組んでいます。暖かい春の訪れを感じる季節になりましたね。3月は卒業や転勤の季節であり、人生の節目を迎える人も多いのではないでしょうか。今月の「家庭の日」には、自分の夢や4月からの目標を家族に伝えてみてはいかがでしょう。家族の応援を原動力に、新たなスタートを迎えましょう。問子ども未来課☎(632)2944